◆京都の労働メールマガジン　第27号◆

発行　2020年11月25日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります
2. 経営者・採用ご担当者向け「外国人採用相談窓口」を設置しています
3. 「府内学生就職促進応援事業費補助金」を活用して、有償インターンシップを実施しませんか
4. 雇用維持にお困りの企業と人材不足企業との橋渡し「【短期】雇用シェアリングモデル事業」のご案内
5. 11月は「労働保険適用促進強化月間」です

【１】子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります

　育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が公布または告示され、この改正により令和3年1月1日から、子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

　詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

　お問合せ：京都労働局雇用環境・均等室　電話 075-241-3212

【２】経営者・採用ご担当者向け「外国人採用相談窓口」を設置しています

　京都府では、令和2年4月1日から京都ジョブパーク内京の留学生支援センターに「外国人採用アドバイザー」を配置し、外国人材の採用等について、企業様からのご相談に応じる相談窓口を開設しました。入管申請取次業務専門の行政書士、外国人留学生の相談経験豊富なキャリア・コンサルタントが「外国人採用アドバイザー」としてご相談をお受けします。

　例えば、

　・外国人を採用したいけど、何から始めたらいいのかわからない

　・興味はあるけど、そもそもどこに、何を相談すればいいのか…

　・外国人を採用したことがないから手続きが心配。日本語とか大丈夫？

　・継続的に採用したいけど、うまく定着させるには、どうすればいい？

など、ご相談はお電話、WEBで受け付けます。

　下記URLより京都ジョブナビにアクセスの上、メール又はFAXでお申し込みください。

<https://www5.city.kyoto.jp/kigyo/kg_109.cgi?CT=30&CLS=1502&SID=326>

お問合せ：京都ジョブパーク 京の留学生支援センター 外国人採用相談窓口

　　　　　電話 075-682-8948　FAX 075-682-8949

【３】「府内学生就職促進応援事業費補助金」を活用し、有償インターンシップを実施しませんか

　新型コロナウイルス感染症による府内経済・雇用への影響が拡大する中、学生等の就職の支援および府内の中小企業等の人材確保を図るため、これらの企業が中長期で有償のインターンシップを実施した場合にその費用を一部助成する「府内学生就職促進応援事業費補助金」を創設しました。

　「有償インターンシップ」とは、府内企業において、学生の企業研究・業界研究を通じて府内企業への理解を深め、当該企業を含む府内企業への就職に繋がるような、雇用契約に基づく給与支給型の働き方をいいます。

　詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/gakusei_hojokin.html>

お問合せ：京都府商工労働観光部人材確保推進室　電話 075-692-3232

【４】雇用維持にお困りの企業と人材不足企業との橋渡し「【短期】雇用シェアリングモデル事業」のご案内

　新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「従業員を休業させるなど、雇用の維持に不安を抱える企業」と「人手不足で一時的な就業も受入れたい企業」の短期的な雇用のシェアを支援するモデル事業を実施しています。

　休業を余儀なくされた企業や従業員の皆様、また人手不足にお悩みの企業の皆様は、事務局へご相談下さい。

　支援内容は、

１　情報提供（無料）

　求人情報を京都府【短期】雇用シェアリング情報サイトにおいて情報提供します。

　　https://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/worksharing.html

２　【短期】雇用シェアリングモデル事業に係る専門アドバイス（無料）

　　モデル事業をご利用いただく上で、社内の環境整備（就業規則の整備、法令遵守や

　労働保険・社会保険の手続きなど）について、京都労働局のアドバイスや専属の社会保険労務士が伴走支援でアドバイスを行います。

お問合せ：【短期】雇用シェアリング事務局（京都府商工労働観光部人材確保推進室）

　　　　　　電話 075-606-1443　FAX 075-682-8944

　　　　　　mail：sharing@kyoto-jobpark.jp

【５】11月は「労働保険適用促進強化月間」です

　「労働保険」は、業務又は通勤に起因して負傷等を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と労働者が失業した際に生活の安定等を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

　労働保険は政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業所となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

　厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で11月を「労働保険適用促進強化月間」とし、全国において集中的な適用促進活動を展開し、各種事業主団体、個別事業主への訪問指導を強化し、事業主へ制度の概要を説明することにより、自主的な手続を促しています。

　また、労働保険制度の一層の理解、周知を目的として広報活動を行うとともに、未手続事業が多いと思われる業種別の一層対策を強化する等、全国において集中的な適用促進活動を実施しています。

　お問合せ：厚生労働省労働基準局労働保険徴収課適用係　電話 03-5253-1111（内線5156）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８８

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。